

波佐見町中小企業・小規模企業

振興基本計画

【令和2年度～令和6年度】

令和2年3月

波佐見町

目 次

はじめに

第1章 中小企業の振興に関する施策についての基本的な方針

- 1 現状と課題、基本的な考え方
- 2 8つの基本的施策
 - (1) 中小企業等の経営の安定及び革新に関する施策
 - (2) 中小企業等の経営基盤の整備に関する施策
 - (3) 中小企業等の人材育成及び雇用の安定に関する施策
 - (4) 新たな事業の創出及び起業支援に関する施策
 - (5) 中小企業等の資金調達の円滑化に関する施策
 - (6) 中小企業等に対する支援・連携ネットワークの構築
 - (7) 中小企業等に関する情報の収集及び提供
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

第2章 中小企業の振興に関し、町が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 4つの重点施策
 - (重点施策1) 起業・創業支援
 - (重点施策2) 事業承継・円滑な事業廃止
 - (重点施策3) 人材の確保・育成
 - (重点施策4) 新事業展開や高付加価値化の支援

第3章 中小企業の振興に関し、町が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 小規模企業者への配慮
- 2 消費税転嫁をはじめとした取引適正化への対応
- 3 持続可能な消費と生産のパターンを確保

はじめに

波佐見町中小企業・小規模企業振興基本条例（以下「条例」という。）に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「波佐見町中小企業・小規模企業振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を定める。基本計画は、一貫かつ継続した方針の下、必要な施策を重点的かつ効果的に実行することを担保するために定めるものである。なお、基本計画は中小企業・小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟に変更するものとする。計画期間は原則5年間とする。

基本計画を実行あるものとして展開するため、毎年度継続的に基本計画の進捗状況を管理することが、極めて重要となる。このため、本町は条例第6条において、中小企業・小規模企業の振興に係る施策の推進に当たっては、中小企業者・小規模企業者の意見の聴取に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第1章 中小企業の振興に関する施策についての基本的な方針

1 現状と課題、基本的な考え方

本町における事業所の総数は、国の経済センサス活動調査において、平成28年6月1日現在1,065社とされたところである。平成24年2月1日現在977社から個人事業主を中心に増加していたが、現在急速に廃業が増えている、または数年後に廃業すると言われている。この状況は、業種に関わらず、後継者がいない、または従業員数の少ない中小企業、とりわけ常時雇用する従業員の数が少ない小規模企業者層が弱体化しつつあると考えられる。

本町を含め全国の地方自治体は、今後本格化する少子高齢化、人口減少、経済のグローバル化、地域経済の低迷等の構造変化に直面したと言える。こうした構造変化は、昨今、地域の経済や雇用を支える中小企業者に影響を及ぼし始めており、中小企業の減少といった形で町民に覚知されつつある。このまま中小企業者が減少していくことを放置すれば、地域の自立的で個性豊かな発展、生活の安定といったものが阻害され、地域にとって大きな損失となることは明らかである。今こそ、中小企業者の固有課題へ集中的な整理と確認を行った上で、中小企業振興施策を見直し、強化していくことが求められていると言える。

人口減少をはじめとして本町を取り巻く経済社会の構造変化の中で、商店や町工場に代表される中小企業を存続させることは、非常に大きな努力が必要である。この状況を踏まえ、まさに地域で雇用を維持して頑張る中小企業者を正面から支援するとの考えの下、従前からの中小企業振興の基本的な考え方を原則としながら、条例第4条にある8つの基本方針にのっとり、中小企業振興に関する諸施策を策定するものとする。

2 8つの基本的施策

前述のとおり、条例においては、中小企業者の振興に関する施策を講じる際の4つの基本方針を定めている。基本方針を守りながら、施策を実現していくため、以下の8つの基本的施策を設定する。

(1) 中小企業等の経営の安定及び革新に関すること

中小企業者の優位性は、その意思決定の速さにあると言える。この優位

性を活かしながら、地域の経済をさらに活性化させるためには、市場の動向など多様な需要を見据え、それを反映した新たな商品・サービスの開発等が必要である。新規性に富んだアイデアや技術の事業化を支援する。

また、中小企業者が生産の効率を上げ、企業間の多様な連携・協力により、大企業等に比較して遜色ない商品やサービスを生み出すことが必要である。企業の連携効果をより大きくするため、経営資源の物理的な近接を図り、産業協力による地域経済の活性化を目指す。

(2) 中小企業等の経営基盤の整備に関すること

中小企業者の創造的な事業活動を支える基礎的な要素は、商品やサービス等を生み出す施設や設備、技術や知識を常に一定の水準以上に保つことである。このため、競争力のある商品を生み出す施設や設備の導入や、新しいサービスを作り出すための技術や知識の習得について、関係機関と連携し支援する。

(3) 中小企業等の人材育成及び雇用の安定に関すること

中小企業者の経営が継続して営まれるには、従業員等の人的資源が常に安定して確保できる環境が必要である。このため、中小企業者の従業員となるべき優秀な人材を本町に集積させるための施策を講ずることにより支援する。

また、人材の質を高め、継承していくことも必要不可欠の事項であり、自社の従業員を育成し、技術を承継することや、高度な技術を有する人材を確保する努力等に対し、関係機関と連携して支援する。

(4) 新たな事業の創出及び起業支援に関すること。

中小企業者は、激変する環境の中で、常に市場に先手を打ち、事業の転換をはじめとする新事業展開などを迅速に進める努力を強く求められている。こうした努力を継続して行うためには、明確なビジョンに基づいた経営を行うことが重要であり、企業自身が自らの強み弱みを把握しつつ、地域全体の実情も踏まえたビジネスプラン等の作成が必要であり、こうしたことを支援する。

また、中小企業者は、経営者・従業員の高齢化、後継者不足等により、廃業が増加する傾向にある。他方で、中小企業者は、女性・若者・シニアなど多様な人材に対して、様々な価値観に基づく多様な働き方を提供している。これらを鑑みて、自己実現、社会貢献等の生きがいを生み出す中小企業者の起業・創業や第二創業を促進し、中小企業者の減少に歯止めをか

け、地域の新陳代謝を上げていく。

さらに、中小企業者の経営が継続して行われることが、地域経済社会の発展のために不可欠であるということを鑑み、事業承継に関する諸制度の整備・活用を進めながら、起業・創業・第二創業希望者と後継者難の中小企業者とのマッチングや人材育成を促進する。

(5) 中小企業等の資金調達の円滑化に関すること

中小企業者の経営は、仕入や販売、販売管理費等に必要な資金が円滑に調達され循環することで安定性を増す。このため、金融機関等と連携し中小企業者に対する制度融資の充実を図る。また近年、様々な仕組み融資やクラウドファンディングなどの手法が開発されていることから、金融機関等と連携して資金調達方法に対して支援する。

(6) 中小企業等に対する支援・連携ネットワークの構築

中小企業者はその生産活動に供する経営資源に制約があり、単体で商品やサービスの質を向上させる場合、すぐに物理的な限界を迎えてしまう。このため、中小企業者は大企業との競争に比較的優位性を保てず、弱い立場を甘受することとなる。こうした現状を打破するべく、中小企業者間の交流と連携を推進し、生産設備等の経営資源を融通し合い、または共同化することで経営の効率を上げることを目指す。

(7) 情報発信の促進及び販路の拡大

中小企業は組織の規模が小さく、人材や資金の面から制約を受けるため、独自に商品やサービス等の情報を発信し、販路を拡大していくことは困難である。このため、本町と関係する団体等と連携するなど、中小企業者の商品やサービス等を団体会報やホームページ、SNS等その他媒体に露出させる努力をする。

(8) その他、町長が必要と認める施策

以上の現状認識に基づき、中小企業者の振興のための8つの目標の実現に向けて、4つの重点施策を設定する。

(重点施策1) 起業・創業支援

中小企業者の新陳代謝を促進するためには、起業や創業を増やすことが重要である。世代や性差を超えて、様々な層の企業や創業が求められており、商工会などの関係機関が協力・連携して創業支援体制を充実させ、起業・創業前後に発生する問題解決や経営資源の確保等の支援を行う。

また中長期的な観点から起業・創業前後に関する教育や優良事例を学ぶ機会の提供等にも努める。

(重点施策2) 事業承継・円滑な事業廃止

中小企業者の中には、時代の変化に柔軟に対応しながら技術を蓄積し、長い年月、地域経済社会を支えてきた企業が存在する。こうした中小企業者の事業承継が円滑に進むことは地域経済社会の発展に不可欠な要素であり、事業承継に関する諸制度の整備や活用を進める。また、関係機関との連携の中で、後継者難の中小企業者と創業・起業希望者とのマッチングや後継者が存在する中小企業者への人材育成支援などにも努める。

一方、事業の継続が見込まれない場合には、廃業することも選択肢の一つとして検討できるよう、事業の廃止に関する相談機能の整備を進める。

(重点施策3) 人材の確保

中小企業者に対しては、組織を構成する人材層の薄さから、経営に関するさまざまなサポートが必要である。関係機関との連携の中で、中小企業の経営者及び従業員の知識、技能、管理能力を高める仕組みづくりを進める。

また、経営者同士の交流を促進し、経営者としての能力を向上させるなどの取組にも努める。

さらに従業員人材の確保・育成の観点から、中小企業者情報の町民向け発信、若年世代への地元就職に関する啓発、女性やシニアなど多様な人材と中小企業者との相互的なマッチングに向けた環境の整備を行う。

(重点施策4) 新事業展開や高付加価値化の支援

中小企業者が継続して本町で経済活動を行っていくためには、絶えず技術革新に努め、競争力のある商品やサービスを生み出す必要がある。中小企業者が独自に考え出した新規性に富むアイデアや技術の事業化について、強力

に支援すると同時に、第二創業などの挑戦的な取組にも配慮する。

第3章 中小企業の振興に関し、町が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 小規模企業者への配慮

中小企業者の中でも、特に小規模企業者は、個人の技能や経験をもとに多様な事業を営んでおり、地域経済の重要な担い手となっている。その一方で、企業としての組織体制が整っておらず、環境変化には脆弱な面もある。

小規模企業者の振興に当たっては、小規模企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるべく、特段の配慮を払うこととする。

それぞれの立場から、町民へ町産品及び町内で提供される商業サービスを利用するよう周知していくものとする。また町民も町内事業所の利用を心掛けるものとする。

2 消費税転嫁をはじめとした取引適正化への対応

企業が、公平公正な取引環境の中で、競争力を最大限発揮できることが重要であるため、小規模企業者についても、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないように、法に従った厳正な監視・取締りに協力し、必要な施策を講じるものとする。

3 持続可能な消費と生産のパターンを確保

2015年9月、国連でSDGs（エス・ディー・ジーズ）が採択された。これは貧困のない持続可能な世界を次世代に受け継いでいくことを目指した世界規模の目標であり、行政のみならず民間等の役割・責任に言及されている。17の目標があり、各国政府が取り組み始め、日本では2020年度からの第2期地方創生総合戦略で2024年度までに60%の自治体が取組む目標となっている。本町は製造業が非常に多いため、目標の中の「つくる責任 つかう責任」が最も取り組まなければならない項目であり、食品廃棄物の半減、全ての廃棄物をヒトの健康や環境に配慮し悪影響を最小限に留める。そのためにリサイクルやリユースに取組み、排出量を抑制し雇用創出や地元文化、製品の販促につながる持続可能な観光業などに繋げる内容となっている。

本町の場合も従前以上に、官民一体、それぞれの立場で出来ることから取組み、持続可能な世界を次世代に受け継いでいく責務を果たすものとする。